

調書(決定)

事件の表示 令和2年(行ヒ)第172号

決定日 令和2年11月19日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 大阪高等裁判所平成31年(行コ)第53号(令和2年2月14日
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年11月19日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人	高槻市
相手方	大阪府
同代表者兼処分行政庁	大阪府労働委員会
同補助参加人	Z 労働組合